

議提第7号

核兵器のない世界を求める意見書について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに霧島市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月23日提出

霧島市議会議長 阿多 己清 殿

提出者 霧島市議会総務環境常任委員長 徳田 修和

核兵器のない世界を求める意見書

平成29年7月7日、国連において、「核兵器禁止条約」が賛成122か国で採択された。昭和20年の日本への原爆投下後、核兵器が違法だとされる条約が国連で採択されることは初めてのことと、「核兵器禁止条約」によって核兵器廃絶の姿を示したことは前進したと言える。しかし、この条約を実効性あるものにするためには、この条約の交渉会議に最後まで参加しなかった核保有国とその傘の下にある国々を含めて全ての国が、条約を締結しなければならない。

霧島市においては、平成17年の合併以来、世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いであるとの思いから、生命の尊厳を深く認識し、戦争のない住みよい世界を願い「非核平和宣言」を行い核兵器などの脅威のない平和な社会の実現を強く訴えている。

そのような中、日本政府が、唯一の戦争被爆国として歴史的な核兵器禁止条約への参加ができない事態となっている。一方で、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力を謳い、75年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきており、平成26年4月には、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところである。特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取組みにおいて積極的貢献を果たさなければならない。日本政府は核保有国と非核保有国の橋渡し役として、既に取組みが始まっている「賢人会議」等により、国際社会が協力して核軍縮を進める体制を確立することが求められている。

よって、本市議会は、国に対し、核兵器のない世界の実現に向けて、なお一層の役割を果たすよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年 月 日

鹿児島県霧島市議会議長 阿多 己清

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿